

総社市立山手小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月改訂

いじめに関する現状と課題

・令和4年度はいじめの認知件数は十数件であった。ほとんどの事例は、突発的に出た暴言や暴力が原因である。発覚後は解決に向けて取り組み、見守っていく必要がある。今後も積極的ないじめの認知、適切な対処のための教職員研修の充実が必要である。事案の解決には、担任だけでなく、チームで対応したり、保護者と連携したりする。
・児童が自己存在感を感じられなくなり、共感的な人間関係を育成したりすることができるよう、児童を「支える」という視点を持ち、学級づくりや授業づくりをしていく。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事(生徒指導担当)・各学年の教職員等が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童のソーシャルネットワークサービス等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。
・いじめの未然防止に向け、「総社市だれもが行きたくなる学校づくり」を中心とした児童生徒の主体的な活動を進めるとともに、「一人の人間として大切にされている」という自己存在感を感じることができる学校づくりを進める。
・いじめの早期発見のために、教育相談週間との連携が取りやすい時期を考慮して定期的にアンケートを実施し、教職員間で得られた情報の共有を図る。いじめを積極的に認知し、学校全体で徹底して解消に取り組む。
＜重点となる取組＞
・いじめを許さない学級経営を教職員間で共通理解する。いじめの発見・報告を受けた教職員は、速やかに学校はいじめ対策委員会へ報告し、学校全体で情報を共有する。
・道徳の時間、ピア・サポート、SELの学習をいじめ対策にも関連させ、年間計画に位置付ける。また、児童理解のための教職員研修を計画的に実施する。
・「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」の視点を持ち、学級づくりや授業づくりができるよう、教職員研修を夏季休業中に実施する。
・児童が「多様性を認め、人権侵害もいじめもしない人」に育つような人権教育を行う。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

・授業参観や学級懇談の実施、PTA研修会の開催、校長室だより・学年便り等による広報活動により、保護者に対していじめ防止や対応についての啓発を行う。
・学校評議員の協力を得て、広く地域の方々から情報を収集し、いじめの早期発見に努める。いじめ問題の取組状況も評価する。
・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等について学ぶ研修会を第4～6学年の児童と保護者全体に実施する。
・校長室だよりやPTA便りに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等を掲載し、いじめが起きた場合に早期対応できる体制を整える。
・学校の基本方針は、内容を確認できるように学校のホームページ等に掲載する。

学 校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

＜対策委員会の開催時期＞

・年2回開催 他随時

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞

・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

＜構成メンバー＞

・校外
SC(またはSSW)、主任児童委員、PTA会長
・校内
校長、教頭、生徒指導担当、教育相談担当、学年主任、養護教諭 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

・総社市教育委員会・岡山県教育委員会

＜連携の内容＞

・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣

＜学校側の窓口＞

・教頭

＜連携機関名＞

・総社警察署生活安全課

＜連携の内容＞

・非行防止教室の実施
・定期的な情報交換、連絡会議の開催

＜学校側の窓口＞

・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① 未然防止

(教員研修)
・情報モラルについて教職員の指導力向上のための研修として、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。
(なかよし週間や人権週間での取組)
・なかよし週間(いじめについて考える週間)や人権週間において、標語や人権パネルの作成や身近な人権について考える活動等を行い、いじめをしない態度や能力を身に付けるための取組を行う。(だれもが行きたくなる学校づくり)
・日頃の授業や行事等の特別活動やピア・サポート活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。けんかやふざけ合いであっても、被害者の立場に立って丁寧に調査し、いじめかどうか判断し、対応する。
(情報モラル教育)
・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。
・携帯電話事業者等から講師を招聘し、児童や保護者にネット利用上の留意点についての研修会を行う。
・児童に、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しよう」と努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかける。

② 早期発見

(実態把握)
・こまったことアンケートを毎月と、児童の生活実態把握のためのアンケートを年3回の教育相談に合わせて行う。
(相談体制の確立)
・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声掛けを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
(情報共有)
・児童の気になる変化や行為があった場合、「問題行動に対する校内指導体制(令和2年度～)」に基づき、情報共有及び指導体制を調整したり、週2回の生徒指導報告の場で児童の様子や指導経過等を報告したりなどして、教職員間ですみやかに情報共有できる体制をつくる。
(家庭への啓発)
・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを知らせる等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
(地域の人々との連携)
・より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

③ いじめへの対処

(いじめの有無の確認)
・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
(いじめへの組織的対応の検討)
・発見者は、速やかに担任・生徒指導・管理職に連絡し、いじめへの組織的対応を検討するため、臨時の生徒指導委員会(いじめ対策委員会)を開催する。
(いじめられた児童への支援)
・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
(いじめた児童への指導)
・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることや、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
(事後の見守り)
・表面上の現象がおさまっても、継続して関係児童の様子を見守り安心して過ごすことができる環境作りに留意する。いじめの行為が3か月以上ないことと本人や保護者の面談等で「心身の苦痛がない」ことを確認する。
・被害児童、加害児童の見守りを関係職員で行い、再発防止と心のケアを継続的に行う。